

日医発第257号（保53）
平成22年6月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原中勝 征

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成22年5月31日付保医発0531第2号で厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知があり、平成22年6月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平22. 5. 31 保医発0531第2号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

写

保医発0531第2号
平成22年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年6月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008の(15)中「骨型アルカリホスファターゼ（BAP）」の下に「、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）」を加え、「を併せて実施」を「のうち2項目以上を併せて実施」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(26)を(27)とし、(15)から(25)までを(16)から(26)までとし、(14)の次に次のように加える。
(15) インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ（BAP）に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)~(14) (略)</p> <p><u>(15) インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPINP) は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) に準じて算定する。</u></p> <p><u>(16) 「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPINP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「33」のアルカリホスファターゼ・アインザイム (ポリアクリルアミドディスク電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(17)~(27) (略)</p>	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)~(14) (略)</p> <p>(15) 「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「33」のアルカリホスファターゼ・アインザイム (ポリアクリルアミドディスク電気泳動法) <u>を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(16)~(26) (略)</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成22年5月31日 保医発0531第2号（平成22年6月1日適用）

<p>1. インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) (放射性免疫測定法(RIA法))</p>	<p>D008 内分泌学的検査「14」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)に準じて算定する。</p>	<p>170点</p>
<p>※平成22年3月5日保医発0305第1号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D008 内分泌学的検査」を右のように改める。</p>	<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(14) (略) (15) <u>インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) に準じて算定する。</u> (16) 「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、<u>インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「33」のアルカリホスファターゼ・アイソザイム (ポリアクリルアミドディスク電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (17)～(27) (略) ※ 下線部追加等</p>	

(日本医師会保険医療課)